

指令第198号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2

有限会社 タナベ

氏 名 代表取締役 田 邊 宏

令和4年8月25日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ボサ・伐根・遺品整理等）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		令和4年9月26日から 令和6年9月25日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	・帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ・帯広市空港南町南11線西32番1 外4筆 山口重機有限会社 南町処理場 ・①河西郡音更町字上然別西4線100番地1 ②河西郡音更町大通15丁目2 アスリー株式会社 中間処理場
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和4年9月13日

清水町長 阿 部 一 男

